

個人1
法人1

免税事業者がインボイス発行事業者になると、これまでと何が変わりますか？

インボイス発行事業者になると、

- ・ インボイスの交付を行うことができるようになります。
- ・ 消費税の申告納税が必要となります。

消費税は、消費者が負担しますが、**申告納税は事業者**が行います。事業者が申告を行う際は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を差し引いて納めるべき消費税額を計算することになります。この仕入れに係る消費税額を差し引く（「仕入税額控除」といいます。）ためには、**原則として、帳簿及び売手から交付を受けたインボイスの保存が必要**となります。

つまり、取引先は、あなたに支払った消費税について仕入税額控除をするために、あなたから受領したインボイスの保存が必要となります。インボイスは、インボイス発行事業者の登録を受けた方のみが交付できますので、あなたがこのインボイスを交付するためには、インボイス発行事業者の登録を受けなければなりません。

また、通常、開業後2年間は免税事業者^{※1}に該当するため、消費税の申告納税は必要ありませんが、**インボイス発行事業者の登録を受けている場合は、課税事業者^{※2}として消費税の申告納税が必要となります**ので、ご注意ください。

なお、登録を受けるかどうかは、任意となりますので、ご自身の事業実態を踏まえ、登録を受けるかどうかご検討ください。

※1 基準期間（個人事業者は2年前・法人は2事業年度前）の課税売上高が1,000万円以下であるなど一定の事業者は、消費税の納税義務が免除されます。この事業者を「免税事業者」といいます。

※2 消費税の納税義務が免除される事業者（免税事業者）以外の事業者をいいます。